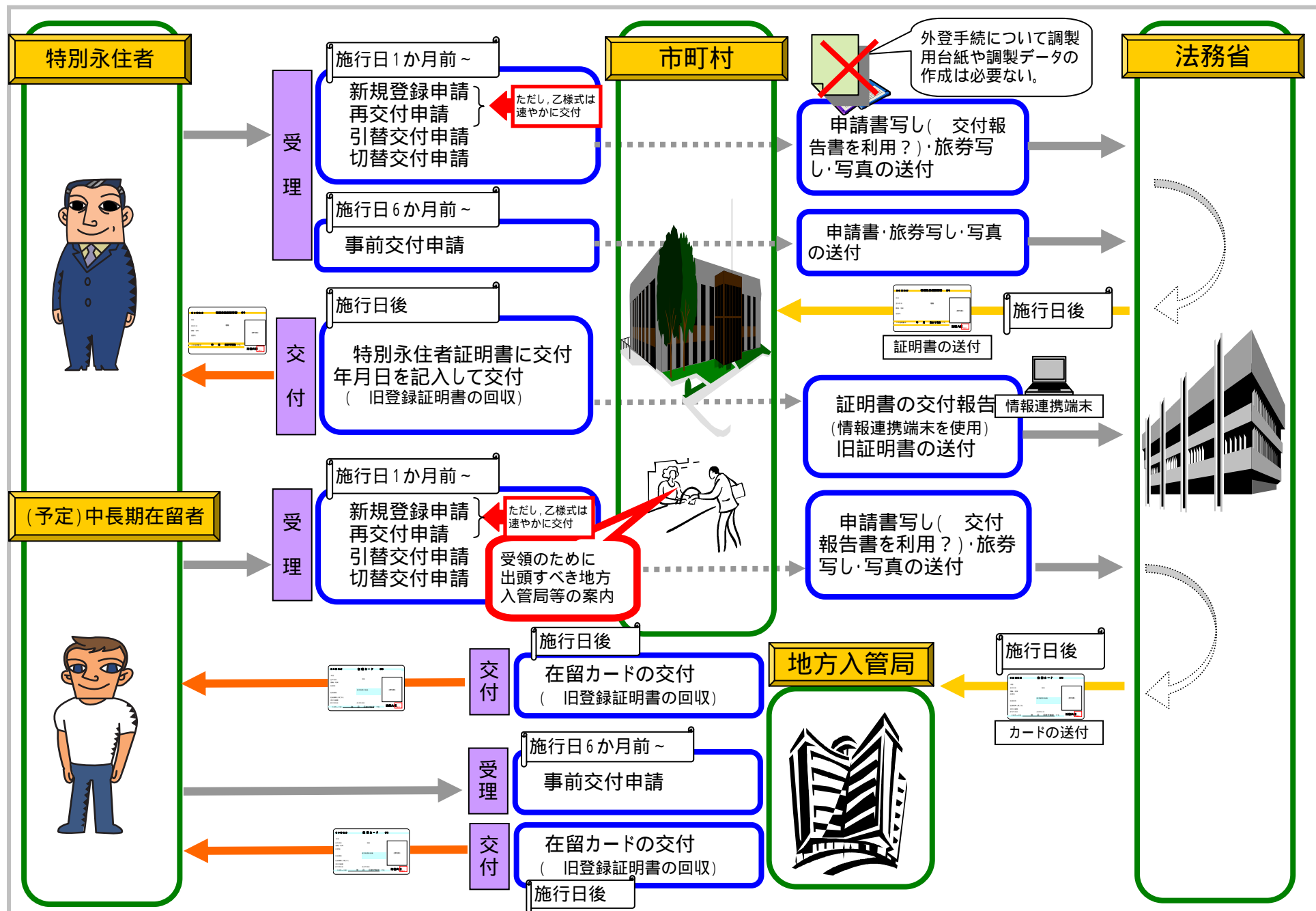


資料 5

在留カード・
特別永住者証明書の
事前交付申請等に係る
市町村の事務に
ついて
(法務省提供資料)

在留カード・特別永住者証明書の事前交付申請等に係る市町村の事務



在留カード・特別永住者証明書の事前交付申請等に係る市町村の事務(入管法等改正法附則条文)

入管特例法関係(抄)

【附則】

- 第27条 施行日前に、本邦に在留する特別永住者であって、旧外国人登録法第4条第1項の規定による登録を受けているものは、附則第1条第4号に定める日から施行日の前日までの間に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請することができる。
- 前項の規定による申請は、居住地の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない。
 - (略)
 - 第1項に規定する特別永住者が、施行日の1月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第2項又は第11条第1項の規定による申請をしたときは、その時に、第1項の規定による申請をしたものとみなす。
 - 法務大臣は、施行日以後、第1項の規定による申請をした特別永住者が特別永住者として本邦に在留するときは、速やかに、居住地の市町村の長を経由して、その者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。
- 第29条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない特別永住者は、附則第27条第1項の規定による特別永住者証明書の交付の申請をした場合を除き、施行日(施行日において本邦から出国している場合にあつては、施行日以後最初に入国した日)から14日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請しなければならない。
- 前項の規定にかかわらず、同項に規定する特別永住者が、施行日の1月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第3条第1項又は第7条第1項の規定による申請をし、この法律の施行の際現に当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないときは、施行日において、前項の規定による申請をしたものとみなす。
 - 法務大臣は、第1項の規定による申請があつた場合には、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。
- 第32条 附則第27条第5項、第28条第4項若しくは第29条第3項の規定により交付され、若しくは附則第30条第2項及び前条第2項において準用する新特例法第10条第3項の規定により返還される特別永住者証明書の受領、附則第28条第3項若しくは第29条第1項の規定による申請又は附則第30条第1項若しくは前条第1項の規定による届出は、居住地(附則第30条第2項及び前条第2項において準用する新特例法第10条第3項の規定により返還される特別永住者証明書の受領又は附則第30条第1項若しくは前条第1項の規定による届出については、住居地)の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない。
- 新特例法第19条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する受領、申請又は届出の手続について準用する。

入管法関係(抄)

【附則】

- 第13条 本邦に在留資格をもって在留する外国人で、旧外国人登録法第4条第1項の規定による登録を受け、その有する在留期間(中略)の満了の日が施行日以後に到来するもののうち、次に掲げる者以外の者(以下「予定中長期在留者」という。)は、附則第1条第4号に定める日から施行日の前日までの間に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請することができる。(第1号から第4号 略)
- 前項の規定による申請は、地方入国管理局に自ら出頭して行わなければならない。
 - (略)
 - (略)
 - 予定中長期在留者が、施行日の1月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第2項又は第11条第1項の規定による申請をしたときは、その時に、第1項の規定による申請をしたものとみなす。
 - 法務大臣は、施行日以後、第1項の規定による申請をした予定中長期在留者が中長期在留者として本邦に在留するときは、速やかに、入国審査官に、その者に対し、在留カードを交付させるものとする。
- 第16条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない中長期在留者は、附則第13条第1項の規定による在留カードの交付の申請をした場合を除き、施行日(施行日において本邦から出国している場合にあつては、施行日以後最初に入国した日)から14日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請しなければならない。
- 前項の規定にかかわらず、同項に規定する中長期在留者が、施行日の1月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第3条第1項又は第7条第1項の規定による申請をし、この法律の施行の際現に当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないときは、施行日において、前項の規定による申請をしたものとみなす。
 - 法務大臣は、第1項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、在留カードを交付させるものとする。
- 第19条 附則第13条第6項、第15条第4項若しくは第16条第3項の規定により交付される在留カードの受領又は附則第15条第3項若しくは第16条第1項の規定による申請は地方入国管理局に、附則第17条第1項若しくは前条第1項の規定による届出又は附則第17条第2項及び前条第2項において準用する新入管法第19条の7第2項の規定により返還される在留カードの受領は住居地の市町村の事務所に、それぞれ自ら出頭して行わなければならない。
- 新入管法第61条の9の3第2項及び第3項の規定は、前項に規定する受領、申請又は届出の手続について準用する。